

高松市監査委員告示第2号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年1月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	中	村	伸	一
同	杉	本	勝	利

監査結果に基づく措置通知

(包括外部監査)

(令和4年1月31日)



An audit committee member of Takamatsu city

 高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

 087-839-2652

 kansa@city.takamatsu.lg.jp



包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R4.1.31

監査実施年度 平成24年度

監査テーマ 高松市の関連諸団体

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	指摘	支出手続を分掌すべきもの（市民登山学校）	P144、186	創造都市推進局	スポーツ振興課	R3.12.13
2	意見	団体から補助を行う合理的な理由を検討するとともに、補助要綱を定めて運用することについて（高松市スポーツ推進委員連絡協議会）	P143、181			
3	意見	長期間使用する備品で一定額以上のものについては、管理簿を作成し、管理することについて（高松市スポーツ推進委員連絡協議会）	P146、181			
4	意見	事業収支は、総額により計上することについて（高松市スポーツ推進委員連絡協議会）	P147、181			
5	意見	報奨金は、振込により支払の証跡を残すことについて（高松市スポーツ推進委員連絡協議会）	P182			
6	意見	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて（高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会実行委員会）	P144、184			
7	意見	預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会実行委員会）	P144、184			
8	意見	会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算の様式を使用することについて（高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会実行委員会）	P145、184			
9	意見	長期間使用する備品で一定額以上のものについては、管理簿を作成し、管理することについて（高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会実行委員会）	P146、185			
10	意見	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会実行委員会）	P147、185			
11	意見	団体の規定として処務規程を定めることについて（高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会実行委員会）	P148、184			
12	意見	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会実行委員会）	P148、185			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R4.1.31

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置通知日
13	意見	協賛金の収受は団体が行うことについて（高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会実行委員会）	P185	創造都市推進局	スポーツ振興課	R3.12.13
14	意見	大会開催後の決算承認を速やかに行うことについて（高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会実行委員会）	P185			
15	意見	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて（市民登山学校）	P144、186			
16	意見	預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（市民登山学校）	P144、186			
17	意見	振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（市民登山学校）	P144、145、186			
18	意見	会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算の様式を使用することについて（市民登山学校）	P145、186			
19	意見	見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について（市民登山学校）	P145、186			
20	意見	納品や実施後の検収は、発注書に基づき事務処理担当者以外により行われることについて（市民登山学校）	P145、146、186			
21	意見	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（市民登山学校）	P147、186			
22	意見	団体の規定として処務規程を定めることについて（市民登山学校）	P148、186			
23	意見	会則を含む諸規定を定めることについて（市民登山学校）	P186			
24	意見	処務規程を定め、入金管理等を複数担当とすることについて（市民登山学校）	P186			
25	意見	責任分担の明確化による実施方法の改善について（市民登山学校）	P186			

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	支出手続を分掌すべきもの（市民登山学校）	
指 摘 の 内 容	支出までの承認はとっていても、事務担当者が自分で銀行の出金伝票を記入し、銀行印を押して出金している団体が極めて多い。	
報告書該当 ページ	P144、186	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件指摘事項に係る市民登山学校については、令和2年度末をもって、事務局を公益財団法人高松市スポーツ協会に移管した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	団体から補助を行う合理的な理由を検討するとともに、補助要綱を定めて運用することについて（高松市スポーツ推進委員連絡協議会）	
意見の内容	<p>件数が極めて多いためにとりまとめを行う必要がある、助成金の交付対象の選定も団体が行う必要があるなど、合理的な理由がなければ市から直接補助とすることを原則とした再検討が望まれる。</p> <p>団体から補助を行う際にも、補助対象の選定と補助内容が団体の目的及び市補助の目的に沿い、実施結果の検査も含めて適正に行われるよう、簡単なものでも補助要綱を定めて運用することが望まれる。</p> <p>補助要綱では、少額でも見積合せを原則とし、行わない場合はその理由を明記する旨の記載が望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P143、181	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件意見については、当団体からは、負担金のみの支出であるため、補助要綱は定めず、現状どおりの運用を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	長期間使用する備品で一定額以上のものについては、管理簿を作成し、管理することについて（高松市スポーツ推進委員連絡協議会）	
意見の内容	長期間（1年を超えて）使用する備品で、一定額以上のものについては、市の資産や構成員、職員の資産と区分管理するためにも、入手年月・金額・購入先・保管場所などを記録する管理簿を作成し、現物管理に用いることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P146、181	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件意見については、令和2年度から、1品の取得価格が1万円以上の備品を取得した場合、備品管理台帳に登録し、管理することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	事業収支は、総額により計上することについて（高松市スポーツ推進委員連絡協議会）	
意見の内容	参加費収入を事業費から差し引いたり、事業収支の差額だけを収支計算に計上している団体も多い。収支の実態を示すように、総額により計上することを原則とするべきである（ただし、完全会費制の懇親会など、総額計上が却って実態を表さない場合を除く。）。	
報告書該当 ページ	P147、181	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件意見については、平成24年度の収支決算報告から、事業収支は、総額により計上することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	報奨金は、振込により支払の証跡を残すことについて（高松市スポーツ推進委員連絡協議会）	
意見の内容	ブロック反省会として、一律5万円を支出している。領収書は市が用意していると思われるが、市の職員が行う事務としては、やや不適當である。支払の証跡を残すためにも、振込による支払いが望まれる。	
報告書該当 ページ	P182	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件意見については、平成29年度末をもって、報償金の支出があったブロック反省会を廃止した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて（高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会実行委員会）	
意見の内容	<p>統制のための業務分離という視点からは、事務処理と出納を分離することが望ましく、出納と事務処理の業務を分離して担当させることが望ましい。</p> <p>また、預金通帳と印鑑の分離管理は統制の基本中の基本であり、少なくとも、銀行印は担当課長が保管する、などの出納事務の改善が必要である。</p>	
報告書該当 ページ	P144、184	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	<p>本件意見については、令和3年6月28日の「第35回高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会 第1回実行委員会」において検討した結果、3年度から、会計処理を事務担当以外の補助者が担当し、預金通帳は課内金庫、印鑑は事務担当者が保管することとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会実行委員会）	
意見の内容	預金からの引き出しにより支払う件数が多数になる場合は、合計額で入金又は出金をし、それに係る支払明細表を保管することで足りると思われる。	
報告書該当 ページ	P144、184	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件意見については、支払案件ごとに支出先が異なるため、合計金額で出金した場合、個々の支払先に応じた金種で出金することになり、それに伴う両替手数料が発生することから、現行どおりの運用とすることにした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算の様式を使用することについて（高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会実行委員会）	
意見の内容	現金の支出から、会の精算までの日数は、著しくかい離しないことを原則とすることが望まれる。 また、会員等が立替払を行う場合には、用途・支払者（立替者）を記入の上、会計担当者が予算費目等を記入し、精算の様式の使用を原則とするべきである。	
報告書該当 ページ	P145、184	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/lohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件意見については、令和3年6月28日の「第35回高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会 第1回実行委員会」において検討した結果、3年度から、立替払を行う場合には、必要事項を記入する様式を作成し、運用を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	長期間使用する備品で一定額以上のものについては、管理簿を作成し、管理することについて（高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会実行委員会）	
意見の内容	長期間（1年を超えて）使用する備品で、一定額以上のものについては、市の資産や構成員、職員の資産と区分管理するためにも、入手年月・金額・購入先・保管場所などを記録する管理簿を作成し、現物管理に用いることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P146、185	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件意見については、令和3年6月28日に開催された「第35回高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会 第1回実行委員会」において審議した結果、3年度から、長期間使用する得点板や駐車券等について、管理簿を作成し、管理を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会実行委員会）	
意見の内容	市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。	
報告書該当 ページ	P147、185	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件意見については、令和3年6月28日に開催された「第35回高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会 第1回実行委員会」において審議した結果、3年度から、議長及び議長が指名した議事録署名人2名以上で、議事録に署名することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	団体の規定として処務規程を定めることについて（高松アゼリアカップ 高校選抜ソフトテニス国際大会実行委員会）	
意見の内容	処務規程のある団体は少なく、国庫補助を受ける団体に限定される。市 で団体事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成するととも に、これと齟齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが 望まれる。	
報告書該当 ページ	P148、184	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件意見については、令和3年6月28日に開催された「第35回高松 アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会 第1回実行委員会」にお いて、同実行委員会処務規程を承認し、同日付で施行した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会実行委員会）	
意見の内容	監査報告の監事の署名印影をそのままコピーして配布するか、元本保管の上、記名㊟等で配布するかの取扱いについて、監事及び会の意思決定機関への確認が望まれる。	
報告書該当 ページ	P148、185	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件意見については、令和2年11月19日の「第34回高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会 第1回実行委員会」において、本会則に監事を定める規定を追記した上で、監事の選任を行い、翌年6月28日の「第35回高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会 第1回実行委員会」から、署名押印された監事監査報告書は保管し、記名と㊟記号を記載した監事監査報告書を実行委員に配布することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	協賛金の収受は団体が行うことについて（高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会実行委員会）	
意見の内容	ソフトテニス関連の企業などから、協賛金を収受しているが、役割分担が市となっている。市の職員が協賛依頼することは好ましくない。	
報告書該当 ページ	P185	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件意見については、令和元年12月に弁護士相談を行った結果、事務局職員として、市職員が協賛金を収受することは、コンプライアンスの観点から鑑みても、違法ではないとの見解に基づき、引き続き、これまでと同様の運用にすることとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	大会開催後の決算承認を速やかに行うことについて（高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会実行委員会）	
意見の内容	大会開催が2月、総会は打ち合わせを兼ねて12月に開催されるので、決算承認は、開催後ほぼ1年を経過して行われることになる。	
報告書該当 ページ	P185	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/lohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件意見については、令和2年11月19日の「第34回高松アゼリアカップ高校選抜ソフトテニス国際大会 第1回実行委員会」において、本会則に監事を定める規定を追記した上で、監事の選任を行うとともに、これまで相当期間経過して開催していた実行委員会を、3年度は6月に開催し、決算承認を行うとともに、以降毎年6月までに、収支決算報告を行うこととした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	事務処理と出納を分離すること、預金通帳と印鑑を分離管理することについて（市民登山学校）	
意見の内容	<p>統制のための業務分離という視点からは、事務処理と出納を分離することが望ましく、出納と事務処理の業務を分離して担当させることが望ましい。</p> <p>また、預金通帳と印鑑の分離管理は統制の基本中の基本であり、少なくとも、銀行印は担当課長が保管する、などの出納事務の改善が必要である。</p>	
報告書該当ページ	P144、186	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/lohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件意見に係る市民登山学校については、令和2年度末をもって、事務局を公益財団法人高松市スポーツ協会に移管した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	預金からの支払件数が多い場合は、合計額で入金・出金し、支払明細表を保管することについて（市民登山学校）	
意見の内容	預金からの引き出しにより支払う件数が多数になる場合は、合計額で入金又は出金をし、それにかかる支払明細表を保管することで足りると思われる。	
報告書該当 ページ	P144、186	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件意見に係る市民登山学校については、令和2年度末をもって、事務局を公益財団法人高松市スポーツ協会に移管した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	振込を原則とすることや仮払制度の導入を検討することについて（市民登山学校）	
意見の内容	一定金額以上の支払は、振込を原則とするなどのルール化が望ましい。イベント会場など、管理部署以外の場所で支払が行われたりする場合には、仮払制度の導入を検討することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P144、145、186	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件意見に係る市民登山学校については、令和2年度末をもって、事務局を公益財団法人高松市スポーツ協会に移管した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.18

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	会員等が立替払を行う場合には、必要事項を記入の上、精算する様式を使用することについて（市民登山学校）	
意見の内容	現金の支出から、会の精算までの日数は、著しくかい離しないことを原則とすることが望まれる。 また、会員等が立替払を行う場合には、用途・支払者（立替者）を記入の上、会計担当者が予算費目等を記入し、精算する様式の使用を原則とするべきである。	
報告書該当 ページ	P145、186	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件意見に係る市民登山学校については、令和2年度末をもって、事務局を公益財団法人高松市スポーツ協会に移管した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.19

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	見積合せを原則とするとともに、毎年同一者が落札している場合の調査について（市民登山学校）	
意見の内容	見積合せを原則とするとともに、一定額以上のものは市と同様の厳格な入札手続きをとる必要がある。特に、市の補助金による事業では、厳格に実施される必要がある。 また、入札しているにもかかわらず、毎年（3年以上程度）単数の入札者しかいなかったり、同一者が落札しているような場合は、その原因を調査することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P145、186	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件意見に係る市民登山学校については、令和2年度末をもって、事務局を公益財団法人高松市スポーツ協会に移管した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.20

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	納品や実施後の検収は、発注書に基づき事務処理担当者以外により行われることについて（市民登山学校）	
意見の内容	納品や実施後の検収は、支払承認と同様に、発注書に基づき、事務処理担当者以外により行われることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P145、146、186	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件意見に係る市民登山学校については、令和2年度末をもって、事務局を公益財団法人高松市スポーツ協会に移管した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.21

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（市民登山学校）	
意見の内容	市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。	
報告書該当 ページ	P147、186	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件意見に係る市民登山学校については、令和2年度末をもって、事務局を公益財団法人高松市スポーツ協会に移管した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.22

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	団体の規定として処務規程を定めることについて（市民登山学校）	
意見の内容	<p>処務規程のある団体は少なく、国庫補助を受ける団体に限定される。市で団体事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成するとともに、これと齟齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P148、186	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	<p>本件意見に係る市民登山学校については、令和2年度末をもって、事務局を公益財団法人高松市スポーツ協会に移管した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.23

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	会則を含む諸規定を定めることについて（市民登山学校）	
意見の内容	<p>団体設立にまで至らない、市民活動としての登山学校に、市が場所や事務処理を提供しているというのが実態と思われる。市の職員が出納まで含めて事務を行っているが、会の規定がないため、担当者が自主的な判断で処理を行う。処務規程を作成し、それに従う必要がある。</p> <p>監事規程もないため、監査を受けていないが、チェックを会員により受ける必要があり、これも規程化が望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P186	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/lohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件意見に係る市民登山学校については、令和2年度末をもって、事務局を公益財団法人高松市スポーツ協会に移管した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.24

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	処務規程を定め、入金管理等を複数担当とすることについて（市民登山学校）	
意見の内容	<p>実技の参加費は、その都度別の口座に入金され、経費を差し引いた残高で収支計算書に記載されている。</p> <p>入金の管理は煩雑であり、領収書も、市の担当職員が発行している。会則がないため、収支計算書を承認したり、監査する制度もない。</p> <p>市の職員が行う事務としては、よって立つ根拠が少なすぎることから、担当者の責務が重すぎる状況となっており、これらを含めて会又は市で処務規程を定め、複数担当とする必要がある。</p>	
報告書該当 ページ	P186	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件意見に係る市民登山学校については、令和2年度末をもって、事務局を公益財団法人高松市スポーツ協会に移管した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.25

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	責任分担の明確化による実施方法の改善について（市民登山学校）	
意見の内容	長期間運営されてくる中で、受付事務等も市が行っており、市広報にも掲載されるため、市の事業と考える市民も多いと思われる。 人気のある講座であるが、何か事故があった場合の責任分担も明確ではなく、市に責任がないとも言えない。 実施方法に改善が必要である。	
報告書該当 ページ	P186	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年12月13日
所管課等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措置結果	本件意見に係る市民登山学校については、令和2年度末をもって、事務局を公益財団法人高松市スポーツ協会に移管した。